



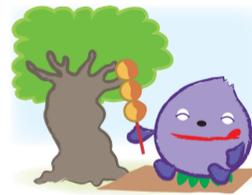
平成29年(2017年)

4/20

号外

市報

こだいら



ぶるべー



スマートフォン用



臨時福祉給付金

臨時号

4月26日(水)から申請受付

臨時福祉給付金

経済対策分

臨時福祉給付金(経済対策分)は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に対して、暫定的・臨時的な措置として、15,000円を支給します。

支給対象となる可能性がある方には、4月26日(水)以降に、市から申請書を送付しますので、支給要件などを確認したうえで申請手続きをしてください。

支給要件・支給額

以下の支給要件の全てに該当する方

- 平成28年1月1日(基準日)時点で小平市に住民登録がある
- 平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない、かつ平成28年度の市民税(均等割)が課税されている方の被扶養者ではない
- 生活保護を受給していない

支給額

- 1人につき 15,000円(支給は1人1回)



申請方法

4月26日(水)以降に、支給対象となる可能性がある方に、申請書を送付しますので、郵送により、申請手続きをしてください。

※申請書がご自宅に届いた場合でも、課税状況などによっては給付金の支給対象とならない場合があります。

※支給対象者と思われる方で、5月中旬になっても申請書が届かない方は、臨時福祉給付金コールセンターまでお問い合わせください。

●申請の受付期間

4月26日(水)～8月31日(木)(当日消印有効)

●提出(添付)書類

- 申請書
- 本人確認書類(健康保険証、運転免許証などの写し)
- 指定した口座が確認できる書類

●申請書の送付先

〒187-8701 小平市役所「臨時福祉給付金支給事業本部」

▶問合せ先、申請方法は裏面をご覧ください。